

税務申告等について

1. 所得税の申告要否の判定

下記設問につき、それぞれ申告が必要か否か判定してみましょう。

また、その判定の理由についても、別紙回答用紙に記載し、ご提出ください。

(1) 被後見人 A氏



- 所得

不動産賃貸料	3,000,000 円
必要経費	500,000 円
- 所得控除額（合計1,480,000円）

医療費控除額	600,000 円
障害者控除額	400,000 円
基礎控除額	480,000 円
- 税率 5%（復興所得税は2.1%）

(2) 被後見人 B氏



- 所得

公的年金等	1,740,000 円（源泉徴収税額33,000円）
必要経費	1,100,000 円
- 所得控除額（合計880,000円）

障害者控除額	400,000 円
基礎控除額	480,000 円
- 税率 5%（復興所得税は2.1%）

(3) 被後見人 C氏



- 所得

[自宅売却収入	9,500,000 円
	取得費	不明（概算取得費5%：475,000円）
	特別控除額	30,000,000 円（居住用財産の特別控除）
[公的年金等	2,340,000 円（源泉徴収税額63,000円）
	必要経費	1,100,000 円
- 所得控除額（合計1,680,000円）

医療費控除額	800,000 円
障害者控除額	400,000 円
基礎控除額	480,000 円
- 税率 15%（復興所得税は2.1%）

2. 相続税の申告要否の判定

下記設問につき、基礎控除額を計算し、申告が必要か否か判定してみましょう。

(1) 被後見人 D氏



◇被相続人

D氏の母

◇法定相続人

長女（D氏の姉）

次女（D氏本人）

◇母の遺産総額

40,000,000 円

(2) 被後見人 E氏



◇被相続人

E氏の兄

◇法定相続人

弟（E氏本人）

◇兄の遺産総額

65,000,000 円

3. 税務申告に関する講義を受けて、後見業務にどのように取り組もうと思われましたか？

講義を受ける前と受けた後で変わったことや、今後の取り組み方など、思ったこと、考えていることを自由に記載してください。